

太田市不妊治療費助成のご案内

【生殖補助医療を除くその他の不妊治療】



太田市では生殖補助医療（体外受精又は顕微授精）を除くその他の不妊治療を受けている方に対し、**その保険適用外の治療に要する費用の一部**を助成します。

【対象者】

法律上の婚姻関係にある夫婦であって次に掲げる要件のいずれにも該当する方

1. 夫婦のいずれか一方が本市に居住し、かつ、助成金の交付の申請をする日において、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されていること。
2. 日本国内の医療機関で、医師による不妊治療を行っていること。
3. 助成金の交付の申請をする日において、本市の市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
4. 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。

【助成額】

- ・一つの継続したその他の不妊治療に係る費用の保険適用外負担額について5万円まで。
- ・1年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）あたり1回、通算5年度分助成します。

【対象となる治療】

令和6年4月1日から令和7年3月31日までにに行った、保険診療分の治療および生殖補助医療（体外受精または顕微授精）を除く不妊治療で、診察、検査、処置、投薬など医師が必要と認めた治療。

※保険診療負担額、文書作成料、入院時差額ベッド代、食事代、医師が認めた治療以外は助成の対象になりません。

※夫婦以外の第三者の精子・卵子等を用いた生殖補助医療（第三者の精子提供による人工授精、第三者の卵子・胚提供、代理懐胎）は助成の対象になりません。

【申請方法・期限】

令和7年3月31日までに、必要書類（裏面に記載）をそろえて、いずれかの保健センターへ申請してください。

※医療機関において証明書の発行に時間を要することや、申請書類の不備等により受付ができず、再度来所をお願いすることがあります。治療終了後は、期限にかかわらず速やかに申請をしてください。

※申請受付には、時間がかかります。時間に余裕をもってお越しください。

裏面へ続きます→→→



【申請に必要なもの】

※必要なものがそろっていない場合、申請を受付できません。

※1～3の書類は、太田市ホームページからダウンロードできます。

1. 不妊治療費助成金認定交付申請書（その他の不妊治療） 1枚

2. 不妊治療費助成金認定証明書（その他の不妊治療） 1枚

※不妊治療を受けている医療機関からの紹介により、他の医療機関で不妊治療を実施した場合は、それぞれの医療機関の証明書をあわせて提出することもできます。

3. 太田市税等完納照合票（発行日から3か月以内） 夫婦それぞれ1枚ずつ

※市税等の滞納がないことを確認するための書類です。

※所定の用紙をお持ちになり、太田市役所収納課で照合を受けてください。各サービスセンター・各行政センターでは照合できません。窓口には本人確認ができるもの（運転免許証等）と、印鑑をお持ちください。照合を受ける費用は無料です。

4. 保険証の写し（夫婦それぞれの名前が確認できること）

5. 不妊治療費の領収書（原本）、診療明細書

※証明書の保険適用外負担額に対応する領収書をお持ちください。申請済印押印後コピーを取り、お返しします。

※治療内容が確認できる診療明細書又は請求書等もお持ちください。治療内容が確認できない場合、助成はできません。

6. 振込先口座が確認できる物

・通帳・ネットバンキングの場合は画面の提示

※夫婦どちらかの名義のもの。ただし夫婦が別住所の場合、太田市に住民登録がある方の名義のもの。旧姓の口座は使えません。

7. 印鑑

※朱肉を使うもので、申請者印に使用するもの。夫婦同一でも可。

8. 夫婦が別住所の場合は、戸籍の全部事項証明書（発行日から3か月以内）

【申請受付・お問い合わせ先】

太田市保健センター	太田市飯田町 818	TEL：0276-46-5115 FAX：0276-46-5293
新田保健センター	太田市新田反町町 879	TEL：0276-57-2651
藪塚本町保健センター	太田市大原町 482-1	TEL：0277-20-4400